補助金に係る消費税及び地方消費税の 仕入控除税額(返還額)の報告事務マニュアル

令和3年7月作成

奈良県福祉医療部医療 • 介護保険局介護保険課

1. 仕入控除税額報告の概要

- (1) 消費税の納付と補助金について
- 課税事業者は、売上に係る消費税額(預かり消費税)から仕入れに係る消費税額 (支払い消費税)を差し引いた金額を、税務署に納付します。

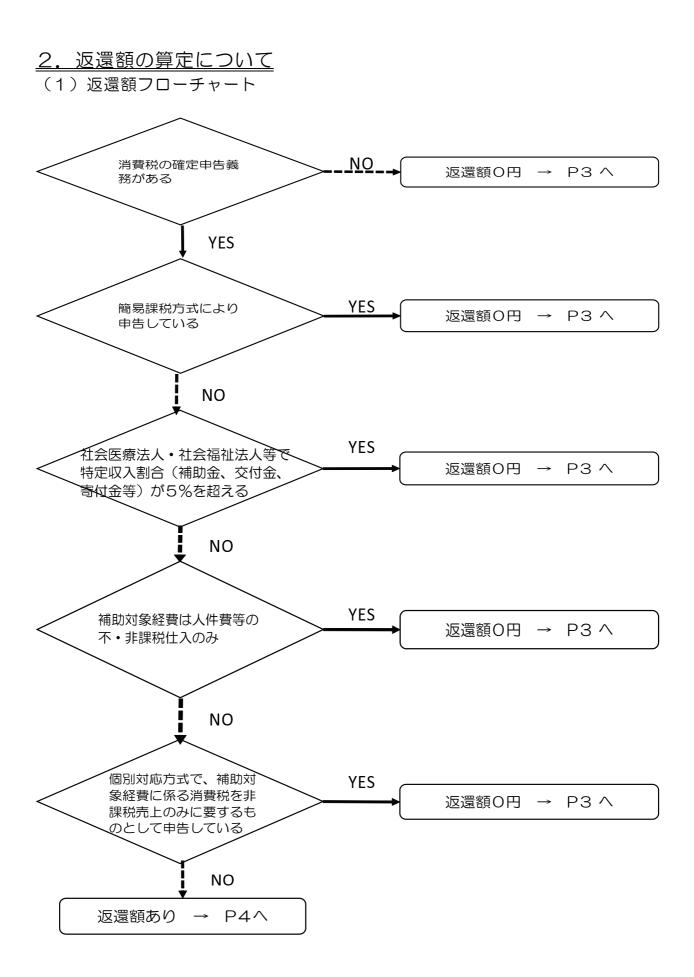


② 一方、補助金は、消費税の負担を目的とした部分があるにも関わらず、制度上、 非課税売上として計上されており、結果として、補助金に組み込まれた消費税相当 額が消費税負担(支出)という目的に使用されないことになります。

	受けている場合の例		1
売上 (収入)	課税売上440万円 課税対象消費税40万円) (預かり消費税)		非課税売上310万円 内補助金110万円 (<u>消費税額10万円</u>)
		納付税額 10万円	・ 返還額
仕入 (支出)	課税仕入330万円 仕入控除消費税30万円) (支払い消費税)	非課税仕入420万円	

- (2) 補助事業に伴う補助金収入
 - (1)の理由により、補助金交付要綱では、補助事業完了後に「消費税及び 地方消費税に係る仕入控除税額の報告を定めております。

なお、報告された仕入控除税額(返還額)については、後日、奈良県から 納付書を発行しますので、金融機関で納付してください。



(2) 返還額が0円の場合

- ①消費税の確定申告の義務がない場合。
- 2 簡易課税方式により申告している場合。
- ③社会医療法人・社会福祉法人等*1で、特定収入割合が5%を超えている場合。 ④補助対象経費が人件費等の不・非課税仕入のみの場合。
- ⑤個別対応方式で、補助対象経費に係る消費税を「非課税売上のみに要するもの」として申告している場合。

※返還額が0円の場合でも報告は必要です。

報告様式については、奈良県HPからダウンロードしてく ださい

添付書類については、P10をご覧ください

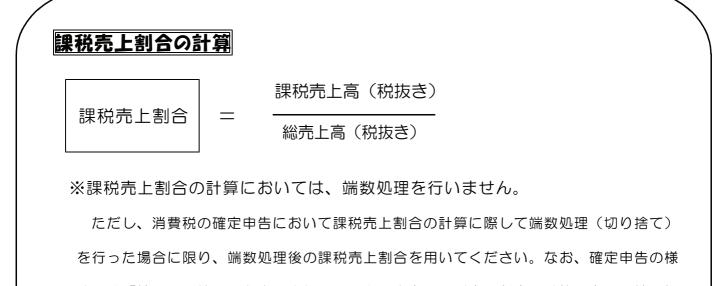
※1 「消費税法別表第三に記載の法人」や「個別法で消費税法別表第三に記載の法人 とみなすと規定されている法人」などが該当します。

(3) 返還額がある場合

(2)以外の場合には、返還額が発生しますので、次ページ以降の①~③のいずれ に該当するかを確認したうえで、計算し、報告してください。

ただし、軽減税率(8%)が適用される経費や不・非課税の経費(便宜的に消費税 率0%と考えてください)がある場合は、それぞれを区別して計算してください。

①~③の共通ルール



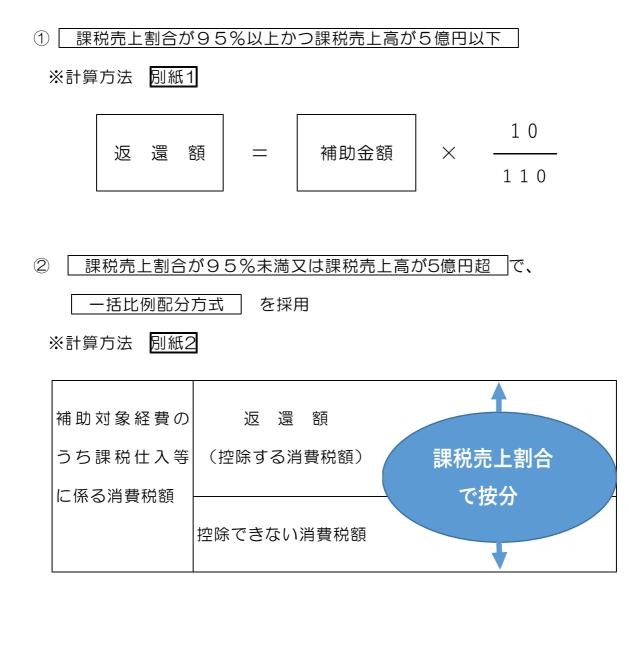
式では「端数切り捨て」と表示されていても、実際の課税売上割合の計算に際して端数処

理(切り捨て)をしていない場合がありますので、ご注意ください。

端教処理について

※課税売上割合のほか、途中の計算については端数処理を行わないでく ださい。

最後に円未満の端数が生じた場合に限り、切り捨ててください。

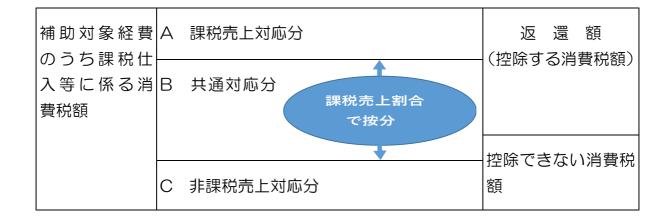




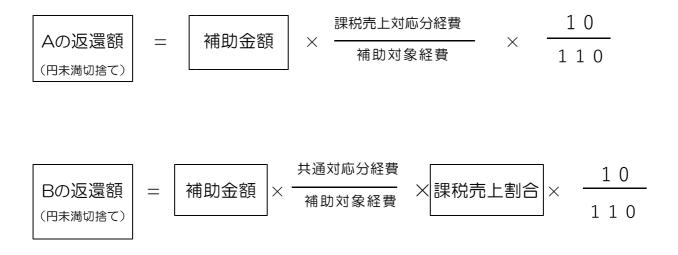
③ 課税売上割合が95%未満又は課税売上高が5億円超で、

個別対応方式 を採用

※計算方法 別紙3







別紙1

① 課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下

【事例】

感染対策用機器1,210,000円(税込)を購入した。
そして、補助金額が1,000,000円で確定した。
申請者法人の課税売上高(税抜)325,698,453円
課税売上高5億円以下
総売上(税抜)332,765,837円
課税売上割合95%以上

(1)補助対象経費の内訳

(単位:円、税込)

区分	課税仕入	不・非課税仕入 (人件費等)	合 計
備品購入費	1,210,000	0	1,210,000
計	1,210,000	0	1,210,000

(2)課税売上割合

(課税売上高(税抜)/総売上高(税抜))

325,698,453 円 / 332,765,837 円 =97.87616・・・%

※返還額には影響しない参考値です

(3) 返還額

(補助金額 × 10/110)

<u>1,000,000 円 × 10/110 = 90,909</u> 円(円未満切り捨て)

【添付書類】以下の<u>すべて</u>を添付してください。

◎課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写)

◎課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表(写)

別紙2

2

課税売上割合が95%未満又は課税売上高が5億円超で、一括比例配分方式

【事例】

感染対策用機器1,210,000円(税込)を購入した。

そして、補助金額が1,000,000円で確定した。

申請者法人の課税売上高(税抜) 129,384,326円 課税売上割合

総 売 上(税抜) 3,189,852,777 円 95%未満

(1) 補助対象経費の内訳

(単位:円、税込)

区分	課税仕入	不・非課税仕入 (人件費等)	合 計
備品購入費	1,210,000	0	1,210,000
計	1,210,000	0	1,210,000

(2) 課税売上割合

(課税売上高(税抜)/総売上高(税抜))

129,384,326 円/3,189,852,777 円 = 4.056122 • • %

(3) 返還額

(補助金額 × 課税売上割合 × 10/110)

1,000,000円×129,384,326円/3,189,852,777円×10/110

= 3,687 円(円未満切り捨て)

【添付書類】以下の<u>すべて</u>を添付してください。
◎課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写)
◎課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表(写)

別紙3

③ 課税税売上割合95%未満又は課税売上高5億円超 で、 個別対応方式

【事例】

感染対策用機器1,210,000円(税込)を購入した。
そして、補助金額が1,000,000円で確定した。
申請者法人の課税売上高(税抜) 129,384,326円
縦売上(税抜) 3,189,852,777円
95%未満

(1)補助対象経費の内訳

(単位:円、税込)

	課税仕入				
区分	課税売上対応分	共通対応分	非課税売上対応分	不・非課税仕入	合 計
				(人件費等)	
備品購入費	0	1,210,000	0	0	1,210,000
	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	1,210,000

(2)課税売上割合

(課税売上高(税抜)/総売上高(税抜))129,384,326 円/3,189,852,777 円 = 4.056122・・・%

(3) 課税売上対応分に係る返還額

(補助金額 × 補助対象経費のうち課税売上対応分/補助対象経費 × 10/110)
1,000,000 円 × 0 円/1,210,000 円 × 10/110 = 0 円

(4) 共通対応分に係る返還額

(補助金額 × 補助対象経費のうち共通対応分/補助対象経費 × 課税売上割合× 10/110)
1.000.000 円 × 1.210.000 円/1.210.000 円× 129.384.326 円/3.189.852.777 円 × 10/110

= <u>3,687</u>円(円未満切り捨て)

- (5)返還額
- (3)の円未満切り捨て額 + (4)の円未満切り捨て額

【添付書類】以下の<u>すべて</u>を添付してください。

◎課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写)

◎課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表(写)

◎補助対象経費を課税仕入(課税売上対応分、共通対応分、非課税売上対応分)、不・ 非課税仕入に分類した表(様式自由。上記(1)を参考に作成してください)

		添付書類
	①消費税の確定申告の義務がない場合	以下の <u>すべて</u> を添付してください。
	参考:「原則として、法人は前々事業年度の	
	課税売上高が、個人は前々年の課税売上高が	「〇〇〇のため、消費税の申告義務がない。」と記入し
	1,000万円以下の場合は申告の義務がな	
	ℓ / _°]	「〇〇〇」については、「前々事業年度の課税売上高が
		9,876,543円のため」などのように、具体的な金額・
		理由を記入してください。
返		
還		◎上記の金額・理由が分かる書類
額		上記の例では、前々事業年度の課税売上高がわかる書
が		類になります。
な		
61		※記入例を、次ページに掲載していますので参考に
場		してください。
合	②簡易課税方式により申告している場合	◎課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書
	-	(簡易課税用)(写)
	③社会医療法人・社会福祉法人等で特定	◎特定収入割合の計算過程が分かる書類(写)
	収入割合(補助金、交付金、寄付金等)	
	が5%を超えている場合	
	④補助対象経費が人件費等の不・非課税	-
	仕入のみの場合	
	⑤個別対応方式で、補助対象経費に係る	◎課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書
	消費税を「非課税売上のみに要するもの」	(写)
	として申告している場合	
	⑥課税売上割合が95%以上かつ課税売	前ページまでの別紙1~3を参照
返	上高が5億円以下の場合	
環	⑦課税売上割合が95%未満又は課税売	
額	上高が5億円超であって、	
が	一括比例配分方式により申告を行ってい	
あ	る場合	
3	⑧課税売上割合が95%未満又は課税売	
場	上高が5億円超であって、	
合	<u>個別対応方式</u> により申告を行っている場	
	合	

【記入例】

【消費税の確定申告義務がない理由書】

住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏名(法人の場合は、法人名)

当法人は、前々事業年度の課税売上高がO,OOO,OOO円であるため、消費税 の確定申告義務がありません。

また、課税売上高がわかる書類は別紙のとおりです。 <u>※前々事業年度の課税売上高がわかる書類は必ず添付</u>してください。